

| | |
|--------------|--|
| Title | コメント4 日本の地籍図 中国の地籍図 |
| Author(s) | 小島, 泰雄 |
| Citation | 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター = 近代東亞土地調査事業研究通訊 = Comparative Study of Cadastral Survey in Modern East Asia, News Letter. 2 P.90-P.91 |
| Issue Date | 2007-03 |
| Text Version | publisher |
| URL | http://hdl.handle.net/11094/27023 |
| DOI | |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

コメント4

日本の地籍図 中国の地籍図

小島泰雄

今回のワークショップにおいては、「地籍図」が最重要のキーワードの一つとなっている。自らの調査研究における地籍図との接点を振り返りつつ、地籍図を使うことについてコメントしてゆきたい。

学部で人文地理学を学び、習作としての卒論を私は書いた。江戸時代の藩政村と集落の関係に興味をもち、フィールドを故郷の広島に定めた。四回生の暑い夏、旧村役場に通り、保管されていた明治前期の地籍図と土地台帳をつき合わせて、農家と耕地の空間関係を復元する作業を続けた。日本農村の歴史地理研究において、地籍図はまさに基本資料と言える位置を占めており、それを利用することは学部生だった私にとっても、改めて意識することのない手段であった。

修士課程に進学して、私は限界効用に達しつつあった日本農村研究から、未解明の課題が多かった中国農村研究へと転向した。そこは異なる接近法が求められる世界であり、とまどうことが多かった。幸いにして留学することでフィールド調査が可能になり始めていたが、なんとか農村に出かけても、歴史地理研究を進めるための在地文書はほとんど残されていなかったのである。そのためフィールドでは、老農民の聞き取りが主な調査活動になっていった。地理学的接近における必須用具である地図も、大縮尺の地形図は軍事機密に指定されており、目にすることさえなかった。

このように中国農村の調査研究を進めるに際して、私は地籍図を使ったことがない。

河南農村を調査していた 1990 年代半ば、ある県の土地管理局を訪れた時に「市街地の地籍を確定しているところで、農村については未着手である」と紹介された。国家土地管理局が編集した『中国土地管理概況』（中国人民大学出版社、1992 年）を見ても、都市（城鎮）の地籍工作は言及されるが、農村については航空測量による土地利用現状調査が行われているだけである。

2006 年 8 月 15 日の新華網 HP に掲載された“十五期間我国地籍管理取得重大進展”という記事には、「目下、土地権利体系はさらなる改革と完成を待っており、土地の統一的な登記には法律的な障害が残り、農村における土地登記の進展は困難である。地籍についての基礎作業には経費の有効な保証がない。土地調査の統計データには十分な権威がなく、出来上がった地籍も応用範囲が狭く、地籍管理が備えている財産権・データ・技術・文化といった面での優勢が発揮されていない」とあることから、10 年たっても農村の地籍に関する状況にそれほど変化はないと考えられる。

ここですこしばかり地籍図から離れて、地域研究の主体的課題について考えてみたい。

異文化研究としての地域研究は、常に自文化バイアスからの脱却を意識しなければならない。平野・戒能論争に代表される満鉄慣行調査における村落共同体研究は、戦中の中国農村研究の到達点を示すが、この主体的課題については十分に意識的であることに成功しなかったように思われる。たとえば、中国農村に村境が存在しないことが多くの論者の注目を集めたが、主客を逆転して、なぜ日本農村では村境がこれだけ明確なのか、という問いを併せて考える必要があったのではないだろうか。

同じ理路を、いま考えている地籍図に持ち込むならば、中国において地籍図はなぜ貴重なのか、という問いの裏に、日本において地籍図はなぜかくも基本となるか、という問いが置かれなければならないことに気づく。

日本の地籍図は、江戸時代の村絵図の延長にある。私が卒論の際に見た地籍図も、田は黄色、宅地は朱色、林地は緑色といった手描きで彩り鮮やかなものであった。簡単な測量で農地の相対的關係を示す絵画的表現をとる地籍図であれば、日中間に技術的な差異がないことは自明であろう。日本における村絵図から地籍図への連続は、江戸時代の村請制に集約される、幕藩制維持のための過剰な収奪を内実とする農村制度が、その近代的改変である地租改正において、基層の次元で引き継がれたことに重ね合わせて理解されよう。

一方、中国の王朝時代の農民把握は、上からかぶせられる網が県の領域にとどまり、一方の農民が納める租税については生産量の1割程度という低い収奪（陳報告の表18によると6.28%）に抑えられていた。そしてこの上下をつなぐ位置には、県と郷鎮次元における請負者がいた。この請負者にとって、具体的な、いわば視覚的な次元でどこの農地が誰によって所有されているかという知識は大前提となり、逆に、どれだけの農地が実在しているかを「上」に把握されないことは、利益の源泉ともなったはずである。これらの諸アクターの作り出す関係の網の中には、地籍図を作る必要性は見いだし難い。

こうしたことから、本科研で発見された地籍図は、まさにユニークな資料であるという認識に立って使われるべきであると思われる。それは場所の文脈にこだわりながら考察を進める歴史地理にとって、得難い機会を提供しているのである。